

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第八十八号

##### 広島県漁業調整規則の一部を改正する規則

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第四十八条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に改め、同条第一項第一号中「まきえ釣」を「船舶を使用して行うまきえ釣」に改め、同項第五号中「歩行」を削る。

##### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。